

六 侯補者配分の件

各選舉委員会から一名づつの委員を出して、其協議により決し各
已は總対大吏に服従する事。

〔理由〕 賛

8.0 第七号「候補者公認に関する決議案」(京都七支郡聯合会提出)

證明者 柿田 兵二名

〔理由〕 今後議員選舉の段階に於ては、我等は不競を排して元が党・候補
者を證主にして候選を期すればならぬ。併し此花党が候補代
表を選出する目的古戒書の如き言、決議、綱領政令に基て、吾等
が產階級の階級的利益幸福を主張し、擁護せし、其獲得向上的
為た行動を以て爲である。總て我党の候補者は議員當選後
最も中立的立場を取る事を要すと吾等を代表せし爲た、總対大
統の名義用・統制大服従としてしなばざらぬ。

以上之の點を考慮せんがために我等は今度の選舉等に於ける全體確に於て候補者を證主として之を行ふ事に於ては、
一、衆議院議員候補者は各府縣支部聯合会(支部聯合會なき地方は支部)に於て證書にて申告せ
じたる所を以て爲する事とする。

二、府縣等市町村合の場合は各支部聯合会(支部聯合會なき地方は支部)に於て證書決定し、党本
部の公認を受ける事とする。

三、党の當該機關が候補者を決定公認せんとする時は、其候補者、何処かを問はず次の宣誓書にて署名
せしものに於ては總對大服従に之を公認する事には出来ぬ。

宣誓書

私候党公認候補者として公認せらるるにつゝは、當選後は總て党各機關・決議統制に服従して行動
し、自己の單独意志に依る行動は絶対に之を行はざると同時に、若し之に違反した時は、党各機關の如何な
かの懲罰を受けることを誓ひ立候旨を署名致します

年 月 日

署名 楊印

當選委員會中